★隣接地特例について

Q1:隣接地特例の具体的な適用例は?

A1:安来市民(出雲)→奥出雲町(出雲)、美郷町民(石見)→飯南町(出雲)、隠岐島前3町村間など県内市町村間に加え、岩国市民(県外)→吉賀町、山口市民(県外)→津和野町、 庄原市民(県外)→奥出雲町など、<u>県境で隣接する県外市町村民の場合も、隣接地特例</u>を適用します。

★応募口数・当選回数・当選ランクの取扱い

Q2:一回の訪問で複数町村を訪問した場合、訪問先ごとに複数口に分割して応募すること はできますか?

また、同一月に複数回訪問し、複数口の応募をすることはできますか?

A2:いずれの場合も認めますが、できるだけ多くの人にチャンスを与える観点から、当選は 同一月内1回限りとします。

Q3:月を跨いだ訪問の取扱いは?

A3:まとめて1口にして応募できるものとします。

Q4:同一応募者でも、同一月でなければ、何度でも当選を認められますか?

A4:認めます。

Q5: 当選ランクごとの当選本数枠を設けられますか?

A5:設けません。応募者の中からランダムに50名を選定後、ポイント計算によりランク分けを するため、ランクごとの当選確率は異なることになります。

★「お買い物ポイント」について

Q6:「お買い物ポイント」は、複数回の訪問分を合算して付与してもらえますか?

A6:ポイント計算は、1回の訪問ごとの合計金額に応じて付与します。 (日帰りなら1日分。1泊2日なら2日分の合算可。2泊3日なら3日分の合算可) したがって、同一月に同一町村を複数回(2回以上)訪問した場合の、ポイント合算は 認めません。(Q2のとおり、複数口応募は可能)

Q7:移動に伴う交通費は、「お買い物ポイント」の対象になりますか?

A7:ガソリン代、公共交通機関の運賃、タクシー代、レンタカー借り上げ代などは対象外とします。ただし、遊覧船、海中展望船、民営のトロッコ列車、リフト、人力車、レンタサイクルなどは観光施設利用として対象とします。